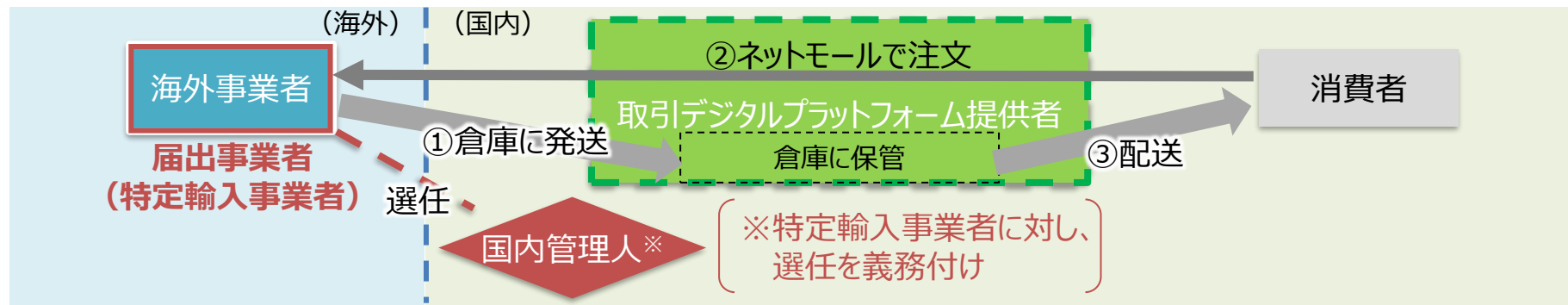


# インターネット取引で製品を販売される皆様へ

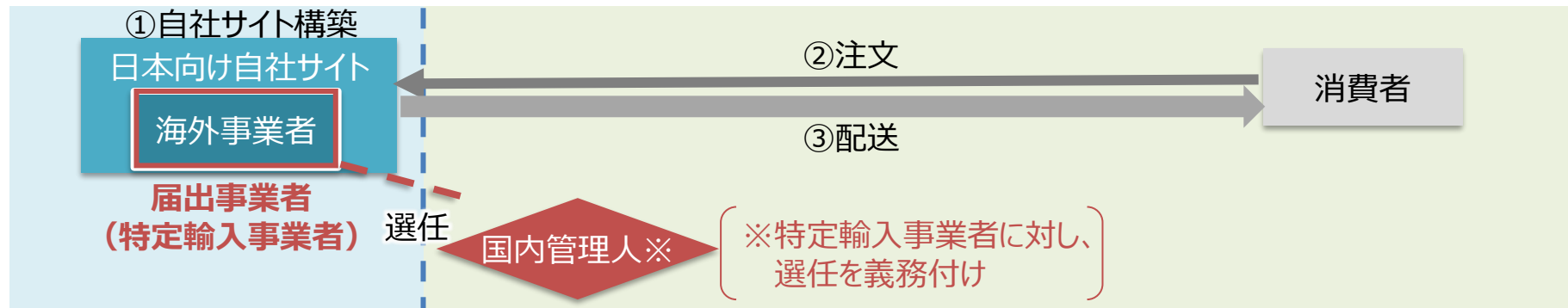
1. 令和6年改正法により、**海外事業者が国内の輸入事業者を介さず国内消費者に直接製品を販売**する場合、当該海外事業者を届出を行える対象として明確化しました。令和7年12月25日より、当該海外事業者は、**国内管理人を選任し、届出や自主検査等の所要の対応を行うこと**でPSマークを表示することができます。

## 海外事業者が直接消費者に製品を販売・配送

### <取引デジタルプラットフォーム提供者を介するケース>



### <自社サイトを構築しているケース>



## 2. 製品安全に関する4つの法律では、「PSマーク」の対象製品を定めています。 対象製品は**PSマーク**及び**届出事業者名**の表示等がないと販売できません。

### <PSマーク対象製品例>

消費生活用製品安全法  
(15品目)



レーザーポインター、  
ライター等



バイク用ヘルメット、  
圧力なべ等



乳幼児用ベッド



乳幼児用玩具（3歳未  
満向け玩具）等

電気用品安全法  
(457品目)



ACアダプター、  
延長コード等



モバイルバッテリー、  
エアコン等

ガス事業法  
(8品目)



ガス瞬間湯沸器（半  
密閉式）等



ガスこんろ等

液石法※  
(17品目)



カートリッジガスこ  
んろ、携帯液化石油  
ガス用バーナー等



液化石油ガス用ガス  
漏れ警報器等

※液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

## 3. PSマーク対象製品は、**国内の製造・輸入事業者**又は**国内消費者に直接販売する 海外事業者（特定輸入事業者）**により、国に届出がされていなければなりません。

#### 4. 表示や販売の制限に違反した場合には、**罰則**があります。

- 対象製品にPSマーク及び届出事業者名の表示がないものを事業として販売、販売の目的で陳列した場合
  - 法令の手続きを経ないでPSマーク若しくは紛らわしい表示をした場合 など
- 法令に違反した場合、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し又はこれを併科されます。**

#### 5. 製造・輸入事業者が実施する**リコールへの協力**をお願いします。

- 販売事業者は、製造・輸入事業者のリコールなどに協力する努力義務があります。
- リコールのためであれば、製造元へ顧客情報を提供しても、個人情報保護法上問題になりません。
- リコール情報は、経済産業省のWEBページなどで確認いただけます。

[http://www.meti.go.jp/product\\_safety/recall/index.html](http://www.meti.go.jp/product_safety/recall/index.html)

問い合わせ先 経済産業省産業保安グループ製品安全課  
電話：03-3501-1511  
(製品安全課 内線) 4301~4310  
(製品事故対策室 内線) 4311~4313



# (参考) PSマーク表示義務がある対象製品の例



## 直流電源装置

(左から、ACアダプター①②、バッテリーチャージャー)



## カートリッジガスこんろ

(左から、分離型(容器とバーナーがホースで接続)、組込型(容器が機器に組み込まれている)、直結型(容器がバーナーに直結))



## 携帯用レーザー応用装置

(左から、レーザーポインタ①②、レーザー距離計、赤外線放射温度計(レーザーで場所を特定するもの)、レーザー猫じゃらし、レーザー照準器)



## 乗車用ヘルメット

(左から、ハーフ形(125cc以下用)、オープンフェイス形、フルフェイス形)



※上記は例示であり、これ以外にも該当する製品があります。

詳細は、[http://www.meti.go.jp/product\\_safety/producer/system/07.html](http://www.meti.go.jp/product_safety/producer/system/07.html) をご覧下さい。

(参考) PS対象製品数

下記の他、ガス事業法に基づく、PSTGマーク(合計8品目)もあります。

### 電気用品安全法



116品目

差込みプラグ、コンセント、電気温水器、電気ポンプ、ディスプレイ、電気マッサージ器、直流電源装置(ACアダプター)等



341品目

リチウムイオン蓄電池(モバイルバッテリー等)、電気ストーブ、電気冷蔵庫、電気洗濯機、扇風機、テレビジョン受信機等

### 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律



8品目

カートリッジガスこんろ、携帯液化石油ガス用バーナー(ガストーチ)、液化石油ガス用瞬間湯沸器(半密閉式)等



9品目

調整器、一般ガスこんろ、液化石油ガス用瞬間湯沸器(開放式、密閉式、屋外式)等

### 消費生活用製品安全法



3品目

携帯用レーザー応用装置(レーザーポインター等)、浴槽用温水循環器、ライター



8品目

家庭用の圧力なべ及び圧力がま、乗車用ヘルメット(自動二輪及び原付用)、登山用ロープ、石油ストーブ等



1品目

乳幼児用ベッド(ベビーベッド)



3品目

乳幼児用玩具(3歳未満向け玩具)、乳児用ベッドガード、ベビーカー ※乳幼児用ベッドガード及びベビーカーは、令和8年7月施行